

# 富士市災害時受援計画

富士市

## 目 次

第1章 災害時受援計画の概要-----	1
1 本計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 本計画の適用	1
4 本市の受援体制	2
第2章 人的支援-----	3
1 人的支援の種類	3
2 受援が必要と予想される業務	5
3 受援に関する役割	6
4 人的支援の受援の手順	7
5 応援職員等の受け入れ	10
第3章 物的支援-----	11
1 物資の調達及び物流に係る受援の概要	11
2 物資の調達先ごとの対応等	12
第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み-----	13
1 本計画の活用・訓練等	14
2 本計画の改善	14
3 今後の取り組み	14

## 第1章 災害時受援計画の概要

### 1 本計画策定の目的

東日本大震災、熊本地震などの過去の大規模災害における自治体の災害対応においては、「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」による応援は多岐に渡り、特に復旧期において大きな役割を果たした。

一方で、広域的な応援に対しての受入窓口や各班（課）の受入体制などの運用方法・役割分担が確立されていなかったことから、応援職員等の力を活用するまでに時間を要した。

本市においても、職員だけでは全ての非常時優先業務を実施することができないことは明白であり、災害時相互応援協定都市をはじめとする「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」の応援を幅広く受け入れるためには、事前に準備をしておくことが必要である。

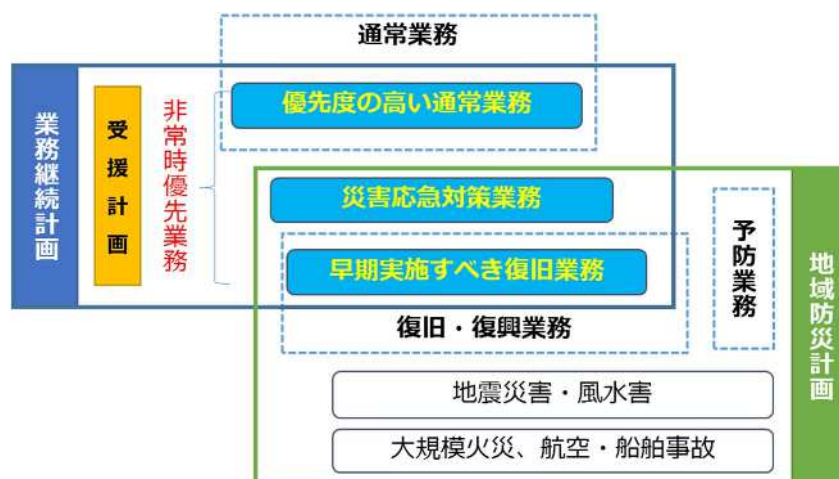
このため、本市において「富士市業務継続計画」（以下、「業務継続計画」という。）で想定するような大規模災害発生時に、迅速かつ効率的に広域的な応援を受けるために「富士市災害時受援計画」を策定する。

本計画では、「受援」と「応援」を、次のように位置づける。

受援	災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

### 2 本計画の位置づけ

本計画は、業務継続計画の実効性を確保するため、その下位計画として位置づけ、業務継続計画で特定された非常時優先業務の実施のため必要な「受援」について規定する。



### 3 本計画の適用

本計画の適用は、業務継続計画「2.2 業務継続計画の発動」に準ずるものとする。

#### 4 本市の受援体制

##### (1)基本的な考え方

大規模災害時には、災害対策本部各部班において非常時優先業務やその後の復興業務について必要な人員や物資を確保する必要がある。応援を受け入れる業務に関しては、平時から各班で業務の内容を明確にするとともに、受入体制について主体的に検討する。

##### (2)受援窓口を担当する組織及び各部班の受援担当者の設置

受援に係る指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部に次のとおり、受援窓口を担当する組織及び各部班の受援担当者を設置する。

###### ①受援班

災害対策本部に、受援班を設置する。受援班は、受援調整会議を所掌し、受援に関する全体調整を担当する。

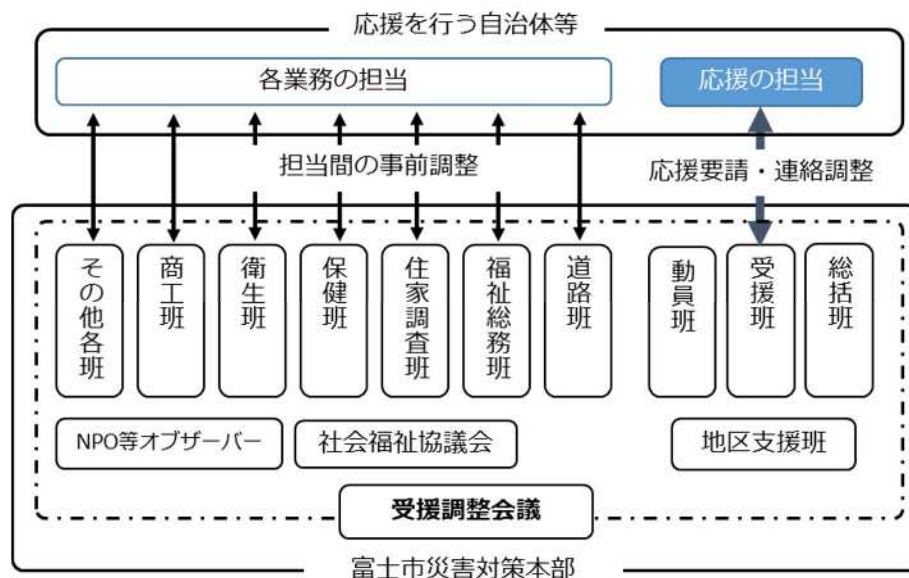
###### ②応援を受け入れる各部班

###### ア 指揮命令者

応援職員等に対して、業務に関する指揮命令を行う者。班長・副班長を想定する。

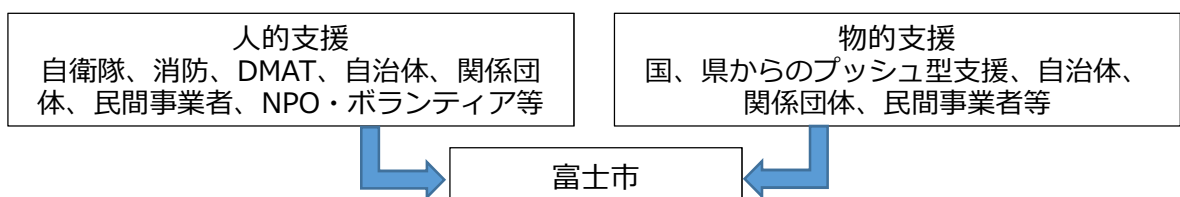
###### イ 受援担当者

平時から応援職員等に依頼する業務の内容を明確にするため、業務マニュアルの更新等を中心的に行う者。災害時には、受援に関して、情報共有や執務環境の確保に努める実務責任者。主幹相当職以上を想定する。



##### (3) 受援の区分

受援は、災害時相互応援協定を締結している自治体や関係団体等から人員の応援や派遣を受ける人的支援と、水、食料、生活用品、車両、燃料などの物的支援に区分される。



## 第2章 人的支援

### 1 人的支援の種類

#### (1) 行政による支援

	種類及び根拠	想定業務
初動期・応急期・復旧期 <b>【初期】</b>  復旧期【中期以降】・復興期	<b>○災害対策基本法に基づく応援</b> ・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 ・応援期間は短期間であり、応援職員等は身分の異動は伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 <b>【根拠】</b> 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)	避難所運営支援 物資集積場所支援 住家被害認定調査など
	<b>○相互応援協定に基づく応援</b> ・本市との災害時相互応援協定に基づく派遣。 ・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員の身分の異動は伴わない。 <b>【根拠】</b> 本市が締結している災害時相互応援協定書	協定に規定されている業務
	<b>○地方自治法に基づく派遣</b> ・地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 ・復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 ・派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。 <b>【根拠】</b> 地方自治法第252条の17第1項	災害査定等の社会基盤施設の復旧業務など

#### (2) ボランティアによる支援と連携

「地方公共団体は災害時に住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がある」と災害対策基本法に規定されているとおり、被災者支援は行政の責務である。また、同法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があることが規定されている。

#### ◆災害対策基本法

##### 第5条 (市町村の責務)

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

ただし、被災者支援は必ずしも直接行うことを意味するものではない。被災自治体の業務量は膨大なものとなるため、避難所運営や災害ボランティアセンター（以下、「VC」という。）の運営など、市民（市民団体等）の手助けを得て、任せるべき部分を任せることが大切である。これにより、行政にしか出来ない業務に職員を集中させることが可能となる。

こうした観点から、本市が被災者支援の責務を果たすためには、自治体間や公共機関のみならず、町内会、自主防災会、さらには NPO やボランティア等との連携も重要であり、災害対策基本法に規定されている。

◆災害対策基本法

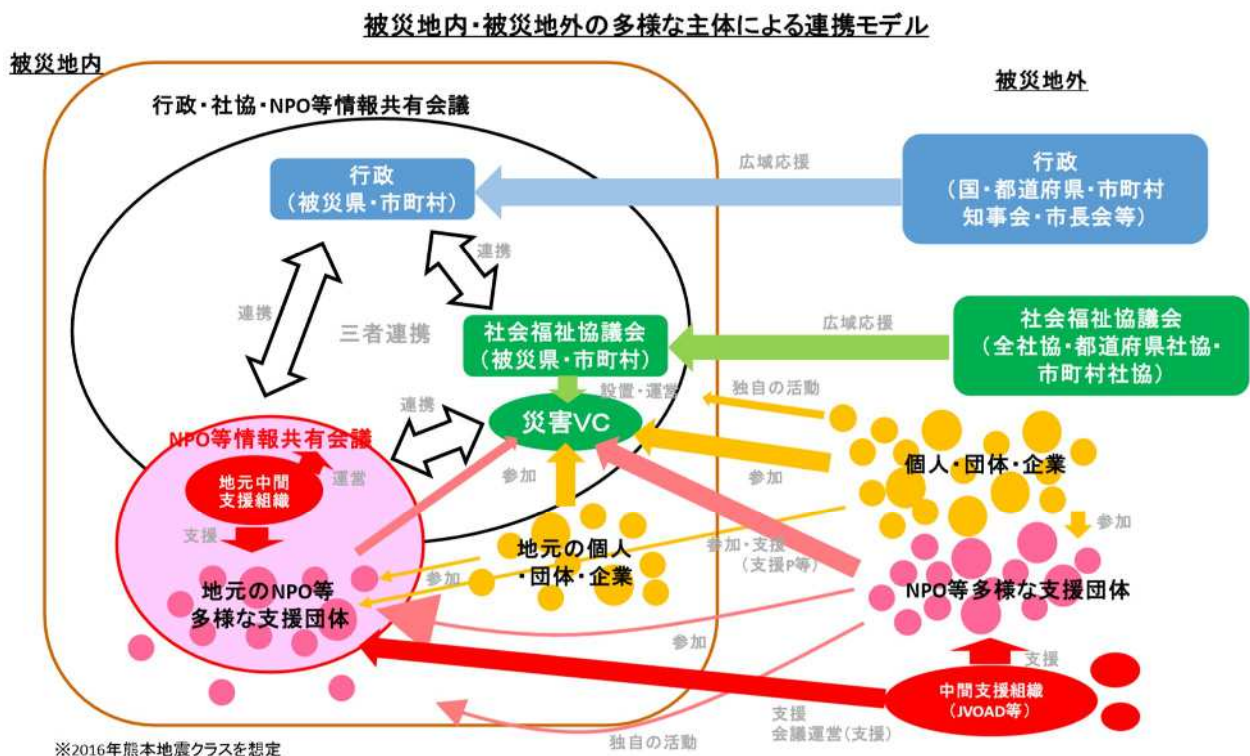
第5条の2（地方公共団体相互の協力）

地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第5条の3（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

このため、平時から富士市社会福祉協議会と協力し、VC の運営体制を確立するとともに、NPO やボランティア等多様な主体が行う支援活動との連携・調整を担えるよう受援体制の確立を図るものとする。

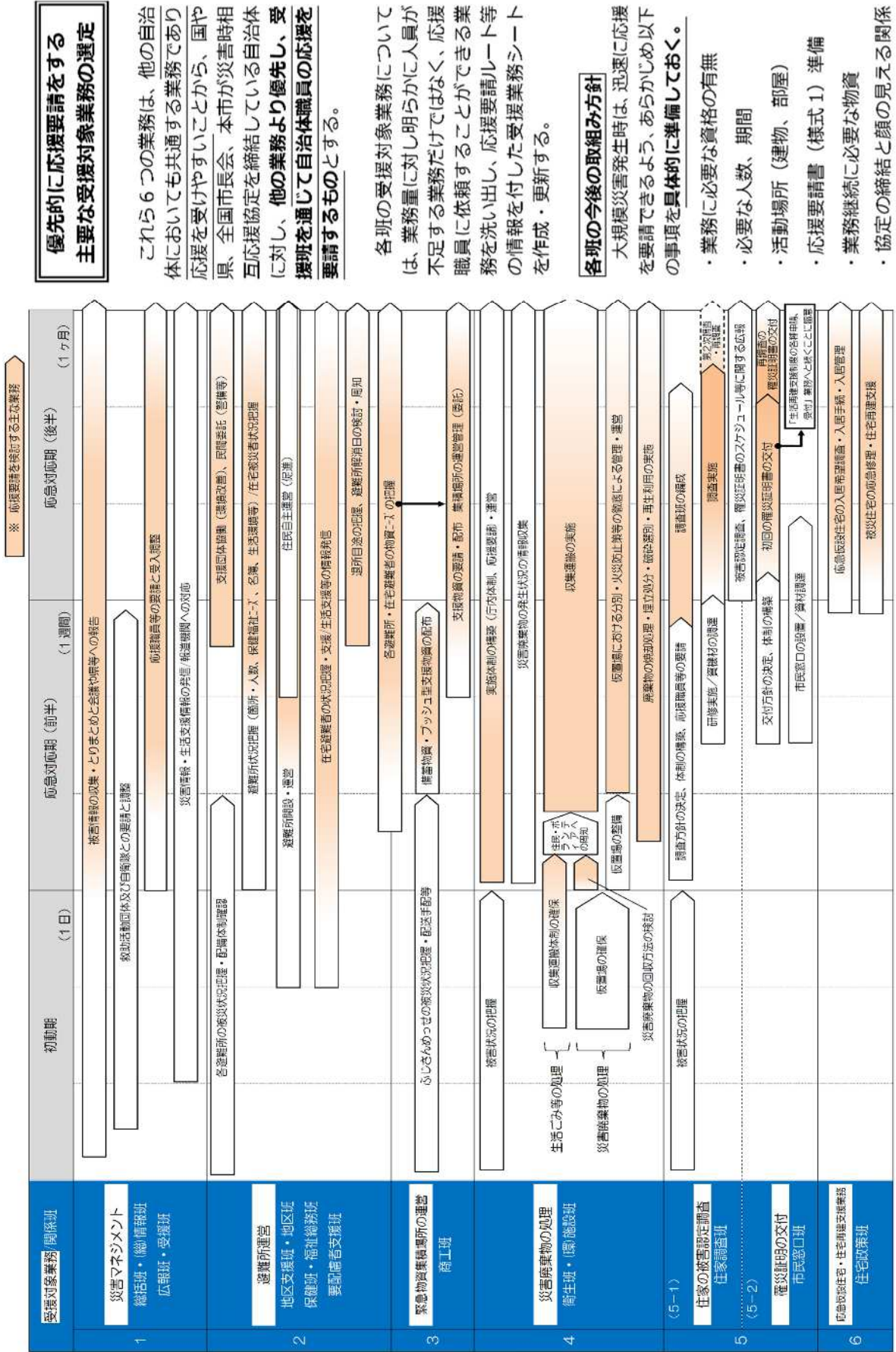


※特定非営利法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク「JVOAD」とは東日本大震災で明らかとなったボランティアや支援団体と政府・行政や企業などのコーディネーションの課題に基づき、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野セクターを越えた関係者同士の「連携の促進」及び「支援環境の整備」を図ることを目的に設立された。

災害時の多様な主体による被災者支援（出典：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携協働ガイドブック内閣府）

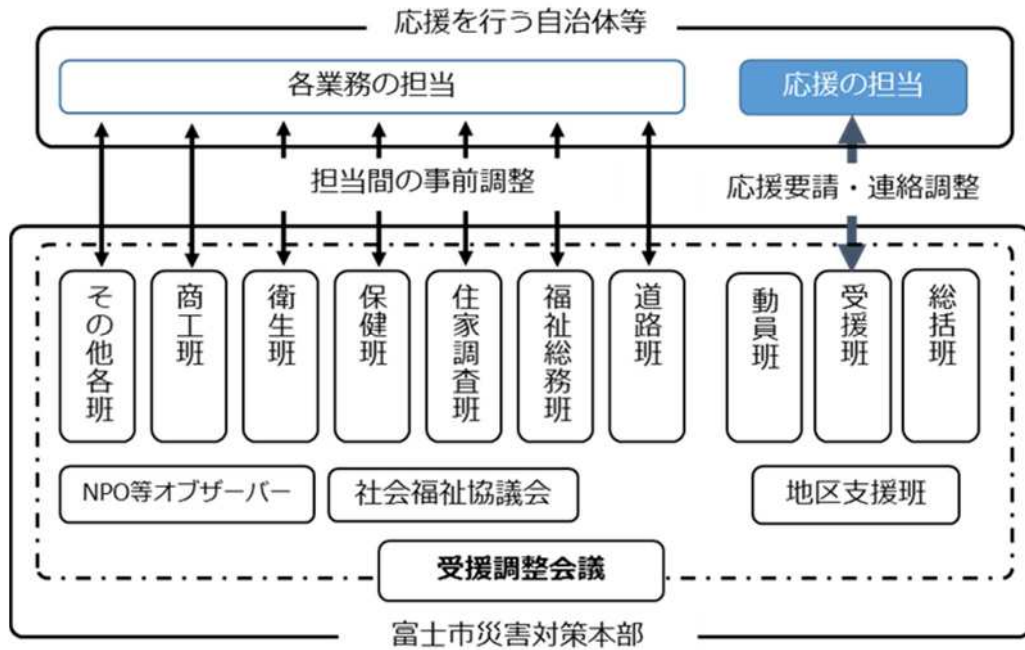
# 主要な受援対象業務 全体タイムライン

## 2 支援が必要と予想される業務



※ 応援要請を検討する主な業務

### 3 受援に関する役割



#### (1) 受援班の役割

受援窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 応援の申し入れがあった場合、最初の窓口となる。</li> </ul>
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 庁内で不足する職員数（人的ニーズ）をとりまとめる（誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か）。</li> <li>➤ 協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。物的支援のニーズのとりまとめは商工班で行うが、要請は受援班が一括して行う。</li> </ul>
受援調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各班/課の応援を必要とする業務と必要人数を把握する。</li> <li>➤ 受入状況を共有し、必要に応じて応援職員等の差異を調整する。</li> </ul>
受援の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。</li> <li>➤ 応援職員等の待機（ミーティング）スペースを確保する。</li> <li>➤ 受け入れに必要な資機材の準備をする。</li> <li>➤ 宿泊施設の紹介、あつ旋。</li> <li>➤ 応援職員等の食料等の確保を行う。</li> <li>➤ 必要に応じて応援職員等の執務場所の調整を行う。</li> <li>➤ 各班/課の受援担当者が、適切な執務環境を提供しているか把握する。</li> </ul>
応援職員等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 応援職員等名簿を作成し、受け入れ後の状況を一元管理する。</li> </ul>
応援職員等による業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業務実施内容や進捗状況のとりまとめを随時行う。</li> </ul>
受援の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各班による受援終了の状況把握を行う。</li> <li>➤ 市全体の受援終了を判断する。</li> </ul>



(2)各班（課）の役割

応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各班の業務の実施に必要な人的・物的ニーズをとりまとめる（誰/何を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か）。</li> <li>➤ 個別の協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。</li> </ul>
受援調整会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受援班が実施する調整会議に参加する。</li> <li>➤ 受入状況の共有・情報交換を行う。</li> </ul>
受援の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 応援機関との連絡調整を行う。</li> <li>➤ 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を確保する。</li> <li>➤ 市職員と応援職員等の業務分担を明らかにする。</li> <li>➤ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。</li> <li>➤ 受援班と連携し、応援職員等の待機場所、執務場所の確保調整を行う。</li> </ul>
応援職員等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 応援職員等の受付を行う。</li> <li>➤ 業務内容の説明を行う。</li> <li>➤ 応援職員等名簿を作成・管理し、受援班へ報告する。</li> </ul>
受援による業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。</li> <li>➤ 応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう配慮する。</li> <li>➤ 受援班に業務実施状況を報告する。</li> </ul>
受援の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受援終了の判断・受援班へ報告する。</li> </ul>

**4 人的支援の受援の手順**

(1)受援班による要請

①対象となる団体等

- ・ 国・県・災害時相互応援協定を締結した自治体
- ・ 応援の申し出のあった自治体
- ・ 全国市長会などの団体

(2)総括班等による要請

①対象となる団体

自衛隊、緊急消防援助隊（消防庁）、警察災害派遣隊（警察庁）TEC-FORCE（国土交通省）、

②応援要請の流れ

災害対策基本法または個別に定められた方法による

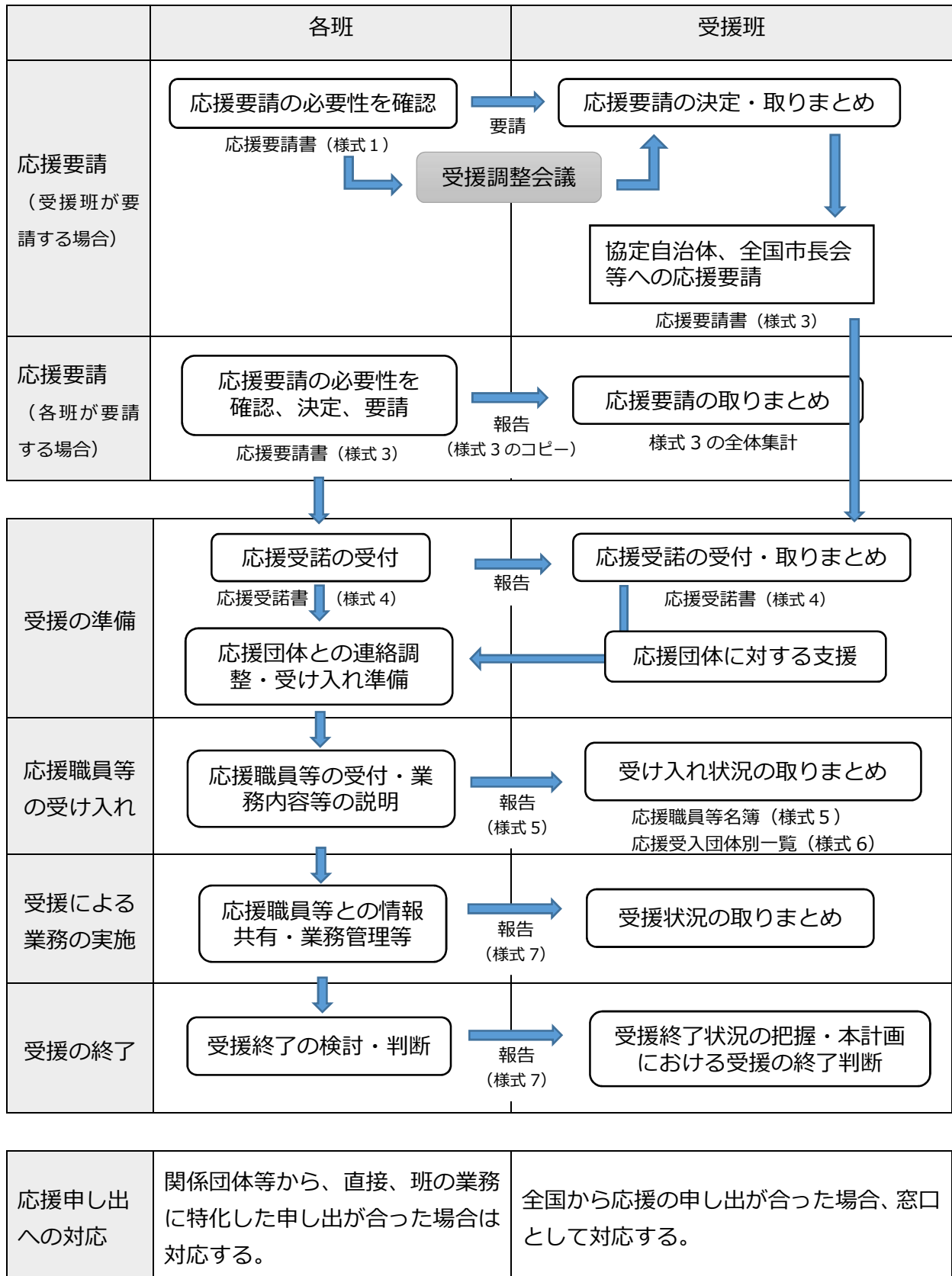
(3)各班/課による要請

①対象となる団体

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、建設事業関係、日本下水道協会、日本水道協会 他
- ・ 各班/課が所掌する業務に関する災害時応援協定を締結した団体等
- ・ 各班/課の業務に特定した応援の申し出があった団体等

(4)人的支援の受援フロー

人的支援の受援に係る、事務は次のとおりである。



(5) ボランティアの要請

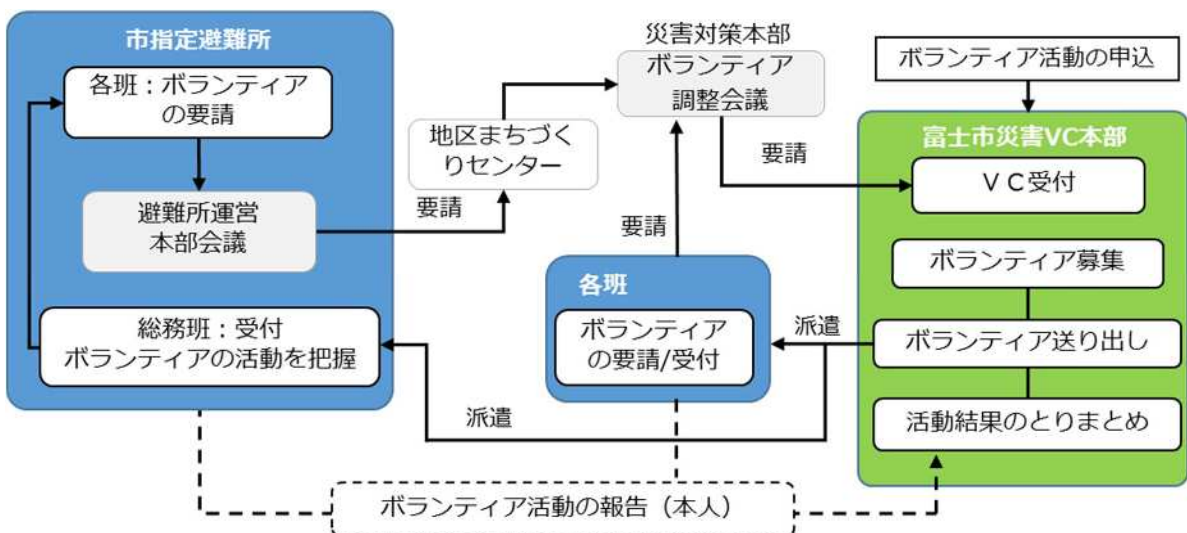
① 一般ボランティアへの要請が想定される業務

- ・ 屋内・屋外片付け（被災住民宅の片付け、家具の移動、がれきやゴミの片づけ手伝い）
  - ・ 物資の仕分け・配布（避難所や救援物資集積所などでの救援物資の仕分け・配布）
  - ・ 避難所運営支援（炊き出し、洗濯等）
  - ・ 被災者の話し相手（避難所や福祉施設の「要配慮者」の傾聴・心理ケア）
  - ・ 被災住民の安否確認（被災地で安否が確認されていない家庭への訪問と安否確認）
  - ・ 情報提供支援（生活関連・福祉・医療・保健等各情報発信のチラシ・ニュースレター作成）
  - ・ 買い物（在宅避難者、避難所生活者のための買い物代行）
  - ・ 仮設住宅への引越手伝い
  - ・ 復興期の支援（復興期における地域おこしの手伝い）
- （出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動センター資料）
- ・ VC の運営支援
  - ・ その他、人手が必要な業務など

② 想定される専門ボランティア

- ・ 医療従事者、福祉従事者
- ・ 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、土地家屋調査士
- ・ 外国語の通訳
- ・ 弁護士、行政書士
- ・ 被災住宅支援（建築士による住宅再建相談、家屋のブルーシート張り、重機による支援）

③ 応援要請の流れ



## 5 応援職員等の受け入れ

### (1) 応援職員等への携行要請物資

本市の被災状況によっては応援職員等に対し物資等の支給が困難な状況も想定される。特に災害発生直後は、応援職員等に対し相当日数の物資等の携行を要請する。

<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・携帯トイレ	<input type="checkbox"/> パソコン
<input type="checkbox"/> 寝袋等	<input type="checkbox"/> デジタルカメラ
<input type="checkbox"/> 携帯電話、無線等通信機器	<input type="checkbox"/> 車両等移動手段及び燃料
<input type="checkbox"/> ライト等照明器具	<input type="checkbox"/> カーナビゲーション、地図

### (2) 応援職員等の受け入れに関する支援内容

応援職員等の受け入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供する。応援職員等の多くは、短期派遣であるが数日間は滞在することになるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

#### 応援職員等への支援内容

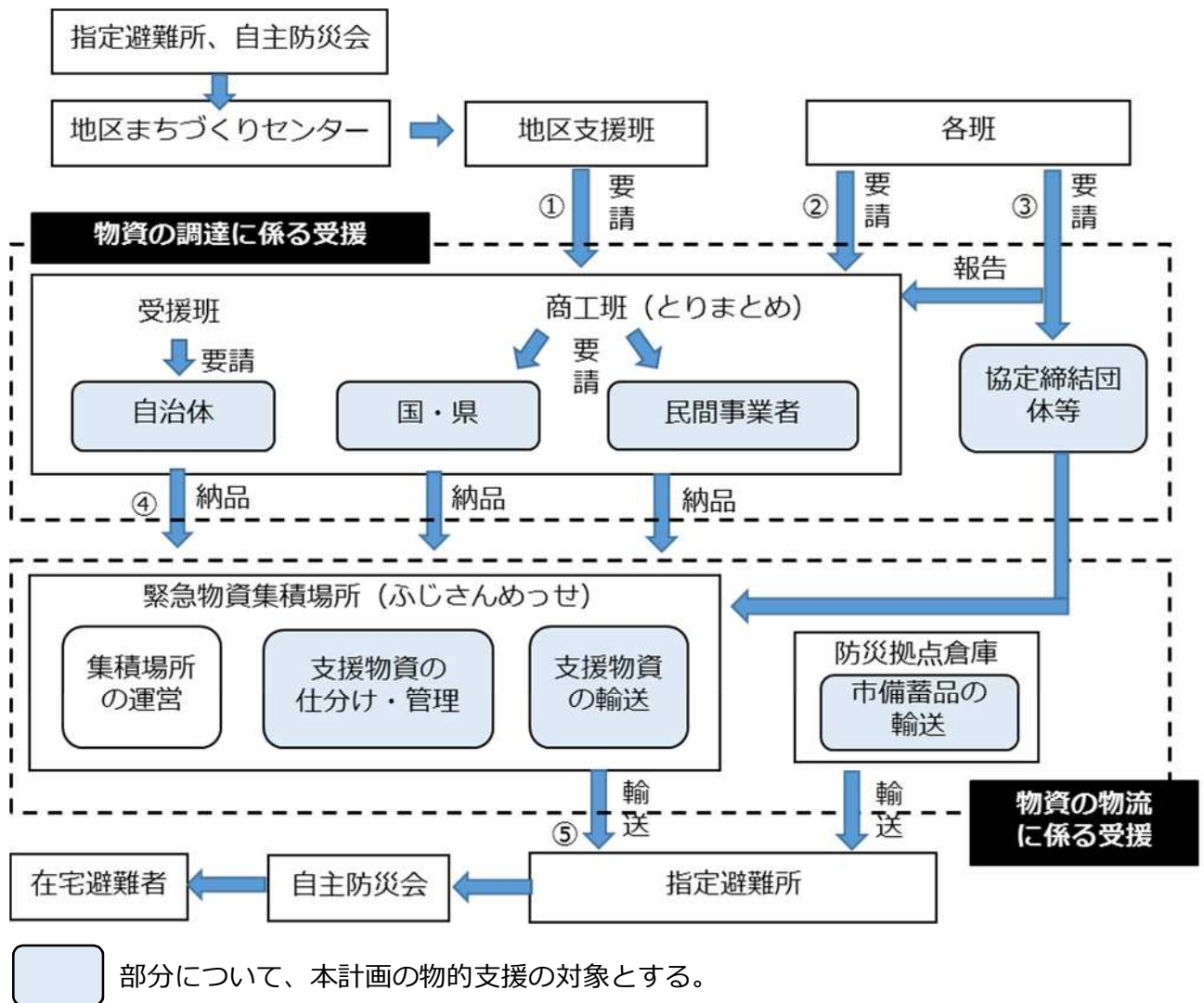
項目	内容
宿泊場所の提供	市内の宿泊施設の確保を基本とするが、不足する場合公共施設を一時的に宿泊場所として提供する。市内での確保が困難な場合は、近隣市町を含めてあつ旋を検討する。 (宿泊施設) 富士市ホテル旅館業組合、その他宿泊施設 (公共施設) 富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
スペースの確保	応援側の現地本部として執務できるスペースや、待機・休憩スペースを可能な範囲で提供する。 (現地本部) 富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
資機材等の提供	執務を行う上で必要な事務用品や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	執務できる環境として、机、椅子、電話、インターネット回線を可能な範囲で用意する。

### 第3章 物的支援

#### 1 物資の調達及び物流に係る受援の概要

本計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。

- ①避難所や在宅避難者の物資ニーズは、地区まちづくりセンターで集約し、市民部地区支援班に報告する。地区支援班は、地区班からの報告をとりまとめ商工班に要請する。
- ②各班で必要な物資をとりまとめ、商工班に要請する。
- ③各班で個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される物資名、数量、納期等について商工班に報告する。
- ④商工班や受援班により、民間事業者、国、県、自治体に要請した物資は、応援側の手配により緊急物資集積場所（ふじさんめっせ）に納品される。
- ⑤緊急物資集積場所は商工班が運営するが、物資の仕分け・管理・輸送は民間輸送業者等に支援を要請する。



## 2 物資の調達先ごとの対応等

区分	説明
市備蓄品	<p>市指定避難所や地区まちづくりセンターにある物資については、地区班、施設管理者等の判断により避難者等に配付する。</p> <p>★輸送の受援</p> <p>防災拠点倉庫（五貫島、八代町）にある物資については、災害発生後概ね4日目を目安とし、民間輸送業者等に輸送を手配する。</p>
民間事業者・団体	<p>原則として商工班が各班の要請に基づき、協定を締結した民間事業者や団体等へ物資の納品を要請し調達する。</p> <p>★物資在庫管理・輸送の受援</p> <p>要請した物資は市が指定した緊急物資集積場所に届くため、緊急物資集積場所での在庫管理や指定避難所までの輸送について民間輸送業者等に手配する。</p>
自治体	<p>災害時相互応援協定自治体、全国市長会、申し出のあった自治体等に支援を要請し調達する。</p> <p>自治体への要請は、商工班がとりまとめた数字を基に、受援班が要請窓口となり調整を行う。</p>
国、県	<p>概ね4日目を目安として、国が実施するプッシュ型支援物資の品目（食料、毛布、紙おむつ（小児用・大人用）、育児調整粉乳、携帯/簡易トイレ）を、緊急物資集積場所で受け入れる。</p> <p>商工班は、プッシュ型支援に含まれないものや民間事業者等での調達が困難な物資について、FUJISAN システム等により調達の要請を行う。</p>
個人・団体	<p>不特定多数からの小口の支援申し出については、仕分け、保管等に多大な労力や時間を要するため、原則として受け入れないこととし、ウェブサイト等で周知する。</p>
その他	<p>各班が個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される納品場所、物資名、数量、納期等について商工班に報告する。</p>

## 第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み

### 1 本計画の活用・訓練の実施（業務継続計画より抜粋）

業務継続計画及び本計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。各職員においては、本人及び家族の生命・身体の安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

#### ○研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内容	対象	頻度(時期)
BCP 研修会	・業務継続計画の趣旨、各部署の非常時優先業務やチェックリストによる業務の確認	全職員	毎年1回程度
災害対策本部運営訓練	・各班マニュアルの実施手順の確認 ・チェックリストを活用した状況付与型図上訓練	全職員	毎年1回程度
避難消防訓練	・避難誘導訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（消火設備確認、通報）	本庁舎、消防防災庁舎の職員	毎年1回程度
情報伝達訓練	・事前に日時を公表せず職員防災メールを用いた安否確認の実施 ・災害時の情報伝達手段の再確認 ・各班における初動対応の確認	全職員	毎年1回程度
無線通信訓練	・MCA 無線設置施設との定期的な通信訓練 ・各地区班と避難所及び救護所設置予定施設との通信訓練	MCA 無線及び行政無線設置施設	月2回+防災訓練時
非常用発電機の立上げ訓練	・非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎管理担当	毎年1回程度
県との連携訓練	・他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	毎年1回程度

## 2 本計画の改善（業務継続計画より抜粋）

本計画は、策定して終わりというものではない。PDCA サイクルの実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し・改定を繰り返していくことが重要である。（図 8-1）

訓練では、非常時優先業務のチェックリストを活用するなどして、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点を元に、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。



図 8-1 PDCA サイクルによる継続的改善

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当)）

## 3 今後の取り組み

### (1) 関係機関等との連携について

非常時優先業務を実施するために必要な関係機関、事業者等との連携体制の強化に向けて次のような取り組みを行う。

- ① 指定管理者に対し、業務継続計画の策定を要請する。
- ② 本計画で定めた非常時優先通常業務の実施にあたり、必要となるサービス等を業者に発注している場合、非常時においても当該サービス等の提供を中断しない対策を働きかける。
- ③ 本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、災害発生後に新たに発生する応急業務に必要な資源の確保のため、民間事業者等との協定の締結を推進する。

### (2) 市民に対する啓発

本計画の内容について、市民に対して情報提供を行うことで、災害時の市の業務執行体制について理解を求める。併せて、市が非常時優先業務を迅速に遂行することにより、災害からの早期復旧へつながることを啓発する。



沿 革

平成 31 年 4 月	富士市災害時受援計画	作成
令和 5 年 6 月	富士市災害時受援計画	修正